

【】国会の地位としくみ

【】国会の地位など

[国会の地位]

[問題](3 学期)

次の文の①，②にあてはまる適語を下の[]の中からそれぞれ選べ。

国会は，国権の(①)であって，国の唯一の(②)である。

[制定機関 立法機関 最高機関 高等機関]

[解答欄]

| | |
|---|---|
| ① | ② |
|---|---|

[解答]① 最高機関 ② 立法機関

[解説]

憲法は 41 条で、「国会は、国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である」と定めている。また、43 条で、「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。」と定めている。

国会が国権の最高機関であるとされるのは、国会が、主権を持つ国民が選挙で直接選んだ議員によって組織されるから

ある。すなわち、国会は主権者である国民と選挙で直接結びついており、国民は選挙を通じて国会をコントロールできるからである(国民→国会)。内閣総理大臣は国会が指名し、裁判官は内閣が指名・任命するので国民のコントロールは間接的になる(内閣の場合は国民→国会→内閣、裁判所の場合は国民→国会→内閣→裁判所)。

また、法律は国会だけが制定できるので、国会は国の唯一の立法機関でもある。

※出題頻度：「国権の最高機関◎」「唯一の立法機関◎」

「主権を持つ国民が選挙で直接選んだ議員によって組織されるから△」

(頻度記号：◎(特に出題頻度が高い)，○(出題頻度が高い)，△(ときどき出題される))

[国会の地位]

国権の最高機関

主権を持つ国民が選挙で直接選んだ議員によって組織されるから

唯一の立法機関

[問題](2 学期期末)

次の①，②にあてはまる語句を書け。

日本国憲法は、「国会は，(①)の最高機関であって，国の(②)の立法機関である」(第 41 条)と規定している。

[解答欄]

| | |
|---|---|
| ① | ② |
|---|---|

[解答]① 国権 ② 唯一

[問題](2 学期中間)

国会の地位について書かれた憲法第 41 条を完成せよ。

「国会は(①)であって、国の(②)である。」

[解答欄]

| | |
|---|---|
| ① | ② |
|---|---|

[解答]① 国権の最高機関 ② 唯一の立法機関

[問題](2 学期期末)

国会の地位について、「国権」「唯一」の 2 語を用いて答えよ。

[解答欄]

| |
|--|
| |
|--|

[解答]国会は、国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である。

[問題](2 学期中間)

次の文の①～③にあてはまる語句を答えよ。

国会は国権の(①)機関とされるが、それは、国会が、(②)権を持つ国民が(③)で直接選んだ議員によって組織されるからである。

[解答欄]

| | | |
|---|---|---|
| ① | ② | ③ |
|---|---|---|

[解答]① 最高 ② 主 ③ 選挙

[問題](2 学期期末)

次の文章中の①～④に適語を入れよ。

国会は、主権者である(①)が直接選んだ国会議員によって構成されるため、国権の(②)として、国の政治の中心的位置をしめる。また、国会は国の(③)の立法機関であり、国会以外のどの機関も法律を制定することは(④)。

[解答欄]

| | | | |
|---|---|---|---|
| ① | ② | ③ | ④ |
|---|---|---|---|

[解答]① 国民 ② 最高機関 ③ 唯一 ④ できない

[問題](2 学期中間)

国会が国権の最高機関とされる理由を、「主権者」「代表者」という語句を使って簡潔に説明せよ。

[解答欄]

| |
|--|
| |
|--|

[解答]国会が、主権を持つ国民が選挙で直接選んだ代表者によって組織されるから。

[国会議員の地位]

[問題](後期中間改)

次の文章中の①，②に適語を入れよ。

国会議員は、国民の代表という重大な役割を果たすため、自由に活動できなければならない。国会議員には、ほかの仕事をしなくても議員の仕事に専念できるように、国から給料(歳費)が支払われる。また、国会が開かれている間は原則として逮捕されない(①)特権や、国会で行った演説や採決などについて法的な責任を問われない(②)特権を持っている。

[解答欄]

| | |
|---|---|
| ① | ② |
|---|---|

[解答]① 不逮捕 ② 免責

[解説]

国民の代表という重大な役割を果たすため、国会議員は自由に活動できなければならない。国会議員には、ほかの仕事をしなくても議員の仕事に専念できるように、国から給料(歳費)(国民の平均よりも高い)が支払われる。また、国会が開かれている間は原則として逮捕されない不逮捕特権や、国会で行った演説や採決などについて法的な責任を問われない免責特権を持っている。

| |
|----------------------------|
| [国会議員の地位] 不逮捕特権 免責特権 |
|----------------------------|

※出題頻度：「不逮捕特権△」「免責特権△」

[問題]

次の各問いに答えよ。

- (1) 国会議員には次の①，②のような特権がある。それぞれ何という特権か。
 - ① 国会が開かれている間は原則として逮捕されない特権。
 - ② 国会で行った演説や採決などについて法的な責任を問われない特権。
- (2) 国会議員には、国民の平均よりも高い給料が国から支給される。この給料を特に何費というか。
- (3) (1)，(2)などの特権が国会議員にあたえられている理由を「国民の代表」「自由」という語句を使って簡単に説明せよ。

(補充問題)

[解答欄]

| | | |
|------|---|-----|
| (1)① | ② | (2) |
| (3) | | |

[解答](1)① 不逮捕特権 ② 免責特権 (2) 歳費 (3) 国民の代表という重大な役割を果たすため、自由に活動できなければならないから。

【】 二院制

[問題](2 学期中間改)

国会は衆議院と参議院から成り立っているが、これを(X)制という。(X)制を採用している理由は、慎重な審議によって一方の議院の行きすぎをおさえるためである。それと、国民のさまざまな意見をより広く国会に反映させるためである。X にあてはまる語句を答えよ。

[解答欄]

| |
|--|
| |
|--|

[解答] 二院

[解説]

国会は、任期が短く解散制度がある衆議院と、任期が長く解散がない参議院の 2 つの議院で構成されているが、これを二院制という。二院制をとっている理由は、慎重な審議によって一方の議院の行きすぎをおさえるためである。それと、定数や任期、選挙制度が異なる議院を置くことで、国民のさまざまな意見をより広く国会に反映させることができるからである。

| |
|----------------------------|
| 【二院制】 |
| 慎重な審議によって一方の議院の行きすぎをおさえるため |
| 国民のさまざまな意見をより広く国会に反映させるため |

※出題頻度：「二院制○」「慎重な審議によって一方の議院の行きすぎを防ぐため◎」

「国民のさまざまな意見をより広く国会に反映させるため○」

[問題](2 学期期末)

次の各問いに答えよ。

- (1) 国会は衆議院と参議院から成り立っている。このような制度を何というか。
- (2) (1)のしくみを取り入れている理由を次の中から 2 つ選べ。
 - ア 国民のさまざまな意見をより広く国会に反映させるため。
 - イ 一つの議院では仕事が多くて忙しいので、仕事を分担するため。
 - ウ 地方公共団体の意見を政治に反映させるため。
 - エ 慎重な審議によって一方の議院の行きすぎをおさえるため。

[解答欄]

| | |
|-----|-----|
| (1) | (2) |
|-----|-----|

[解答](1) 二院制 (2) ア, エ

[問題](後期中間)

わが国では、衆議院と参議院の二院制がとられている。その理由の 1 つが、「国民のさまざまな意見をより広く国会に反映させるため」である。もう 1 つの理由な何か。次の() に入る語句を、10 字以内で答えよ。

「慎重な審議によって()をおさえるため」

[解答欄]

| |
|--|
| |
|--|

[解答]一方の議院の行きすぎ

[問題](2学期中間)

次の各問いに答えよ。

日本では、国の政治の中心に国会が置かれており、任期が短く解散制度がある(①)院と、任期が長く解散がない(②)院の2つの議院から成り立っている。この制度を(③)という。

(1) 文中の①～③に適語を入れよ。

(2) 2つの議院が置かれているのは、国民のさまざまな意見をより広く反映できるようにするためであるが、このほかにどのような理由があるか。「慎重な審議」「行きすぎ」という語句を使って簡潔に説明せよ。

[解答欄]

| | | |
|------|---|---|
| (1)① | ② | ③ |
| (2) | | |

[解答](1)① 衆議 ② 参議 ③ 二院制 (2) 慎重な審議によって一方の議院の行きすぎをおさえるため。

[問題](入試問題)

次の文は、国会が衆議院と参議院からなる二院制をとっている目的について述べたものである。文中の()に適することばを補い、これを完成させよ。

定数や任期、選挙制度が異なる議院を置くことで、()。また、慎重な審議によって一方の議院の行きすぎを防ぐこともできる。

(鹿児島県)

[解答欄]

| |
|--|
| |
|--|

[解答]国民のさまざまな意見をより広く国会に反映させることができる

[問題](3 学期)

次の文章を読み、各問いに答えよ。

国会は、(①)と(②)の a 2つの議院で構成されている。2つの議院は議員の任期などに差があり、(①)は任期が短く解散制度がある。

- (1) 文中の①, ②にあてはまる語句を書け。
- (2) 下線部 a について, 2つの議院から成り立つ制度を何というか。
- (3) (2)の制度がとられている理由を「慎重」「意見」という語句を使って簡潔に答えよ。

[解答欄]

| | | |
|------|---|-----|
| (1)① | ② | (2) |
| (3) | | |

[解答](1)① 衆議院 ② 参議院 (2) 二院制 (3) 慎重な審議によって一方の議院の行きすぎをおさえるため。国民のさまざまな意見をより広く国会に反映させるため。

【】 任期・被選挙権・定数などのちがい

[任期のちがい]

[問題](前期期末改)

次の文中の①，②に適当な数字を記入せよ。

衆議院の議員の任期は(①)年と短く，しかも，解散制度があるため実際の平均在任期間はさらに短い。これに対し，参議院議員の任期は(②)年と比較的長く，解散制度もない。ただし，参議院議員は3年ごとに半数を改選するしくみになっている。

[解答欄]

| | |
|---|---|
| ① | ② |
|---|---|

[解答]① 4 ② 6

[解説]

衆議院議員の任期は4年と短く，しかも，解散制度があるため実際の平均在任期間はさらに短くなる(平均約2.8年)。

このため，衆議院は世論を敏感に反映しやすい。これに対し，参議院議員の任期は6年と比較的長く，解散制度もない。

ただし，参議院議員は3年ごとに半数を改選するしくみになっている。

※出題頻度：「衆議院：任期4年○，解散あり△」

「参議院：任期6年○，解散なし△，3年ごとに半数を改選△」

[任期]

衆議院議員：4年，解散あり

参議院議員：6年，解散なし
(3年ごとに半数改選)

[問題](2学期期末)

次の各問いに答えよ。

- (1) 衆議院議員の任期は何年か。
- (2) 参議院議員の任期は何年か。
- (3) 解散制度があるのは衆議院と参議院のどちらか。

[解答欄]

| | | |
|-----|-----|-----|
| (1) | (2) | (3) |
|-----|-----|-----|

[解答](1) 4年 (2) 6年 (3) 衆議院

[問題](2学期期末)

次の各問いに答えよ。

- (1) 衆議院議員総選挙が必ずしも4年の任期ごとに行われていない理由を書け。
- (2) 参議院議員の任期は6年であるが，参議院議員選挙は3年ごとに行われる。これは，参議院議員が，どのように改選されるからか。簡潔に述べよ。

[解答欄]

| |
|-----|
| (1) |
| (2) |

[解答](1) 衆議院には解散があるから。 (2) 3年ごとに議員の半数が改選されるから。

[問題](後期中間)

次の文を読んで、後の各問いに答えよ。

日本国憲法では国会の地位を「国権の(①)機関であって、国の唯一の(②)機関である」と定めている。国会は(③)と(④)から成り立ち、議員の選出方法や任期などに違いがある。(③)は任期が(⑤)年で(⑥)がある。また。(④)の任期は6年であり、(⑦)年ごとに半数ずつ改選される。

- (1) 文中の①～⑦にあてはまる数字や語句を書け。
- (2) ③と④で成り立っている仕組みを何というか、漢字3字で書け。
- (3) (2)のような仕組みの長所を2つ書け。

[解答欄]

| | | | |
|------|---|---|-----|
| (1)① | ② | ③ | ④ |
| ⑤ | ⑥ | ⑦ | (2) |
| (3) | | | |

[解答](1)① 最高 ② 立法 ③ 衆議院 ④ 参議院 ⑤ 4 ⑥ 解散 ⑦ 3 (2) 二院制
 (3) 慎重な審議によって一方の議院の行きすぎをおさえることができること。国民のさまざまな意見をより広く国会に反映させることができること。

[任期・被選挙権・定数などのちがい]

[問題](2学期中間)

次の文中の①, ②に適語を入れよ。

衆議院議員の被選挙権は(①)歳以上で、参議院議員の被選挙権は(②)歳以上である。選挙権は、いずれも18歳以上である。

[解答欄]

| | |
|---|---|
| ① | ② |
|---|---|

[解答]① 25 ② 30

[解説]

| | 衆議院 | 参議院 |
|------|----------|---------------------|
| 定数 | 465人 | 248人 |
| 任期 | 4年(解散あり) | 6年(解散なし)(3年ごとに半数改選) |
| 被選挙権 | 25歳以上 | 30歳以上 |
| 選挙権 | 18歳以上 | 18歳以上 |

※出題頻度：「定数(465人・248人)△」「任期(4年・6年)○，解散の有無○」
 「被選挙権(25歳以上・30歳以上)○」「選挙権18歳以上△」

[問題](2学期中間)

次の表の①～④にあてはまる数字を答えよ。

| 院名 | 衆議院 | 参議院 |
|------|--------------|----------------|
| 定数 | 465人 | 248人 |
| 任期 | (①)年(解散あり) | 任期6年で3年ごとに半数改選 |
| 選挙権 | (②)歳以上 | (②)歳以上 |
| 被選挙権 | (③)歳以上 | (④)歳以上 |

[解答欄]

| | | | |
|---|---|---|---|
| ① | ② | ③ | ④ |
|---|---|---|---|

[解答]① 4 ② 18 ③ 25 ④ 30

[問題](2学期期末)

次の表の①～⑦にあてはまる数字を答えよ。

| | 衆議院 | 参議院 |
|------|--------------|----------|
| 定数 | (①)人 | (②)人 |
| 任期 | (③)年(解散あり) | (④)年 |
| 選挙権 | (⑤)歳以上 | (⑤)歳以上 |
| 被選挙権 | (⑥)歳以上 | (⑦)歳以上 |

[解答欄]

| | | | |
|---|---|---|---|
| ① | ② | ③ | ④ |
| ⑤ | ⑥ | ⑦ | |

[解答]① 465 ② 248 ③ 4 ④ 6 ⑤ 18 ⑥ 25 ⑦ 30

[問題](1 学期期末)

次の資料の①～⑪に適する語句や数字を書け。

| | 衆議院 | 参議院 |
|-------|-----------------------|-------------------------|
| 議員の任期 | (①)年 | (②)年 |
| 被選挙権 | (③)歳以上 | (④)歳以上 |
| 選挙区 | (⑤)制 11 区 (⑥)制 | (⑤)制 1 区 (⑦)制 47 区 |
| 議員数 | (⑧)名 | (⑨)名 |
| 解散 | (⑩) | (⑪) |

[解答欄]

| | | | |
|---|---|---|---|
| ① | ② | ③ | ④ |
| ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ |
| ⑨ | ⑩ | ⑪ | |

[解答]① 4 ② 6 ③ 25 ④ 30 ⑤ 比例代表 ⑥ 小選挙区 ⑦ 選挙区 ⑧ 465 ⑨ 248
⑩ あり ⑪ なし

[問題](2 学期中間)

次の①～④は、それぞれ衆議院と参議院のどちらにあてはまるか。

- ① 被選挙権は 30 歳以上である。
- ② 定数は 465 人である。
- ③ 任期は 4 年である。
- ④ 小選挙区比例代表並立制の選挙を行う。

[解答欄]

| | | | |
|---|---|---|---|
| ① | ② | ③ | ④ |
|---|---|---|---|

[解答]① 参議院 ② 衆議院 ③ 衆議院 ④ 衆議院

[問題](入試問題)

衆議院と参議院とではさまざまな違いがある。その違いの 1 つである両院の選挙制度について述べた文として誤っているものを、次のア～エから 1 つ選び、記号で書け。

- ア 衆議院と参議院では、議員の任期に違いがある。
- イ 衆議院と参議院では、被選挙権が認められる年齢に違いがある。
- ウ 衆議院と参議院では、議員数に違いがある。
- エ 衆議院と参議院では、選挙権が認められる年齢に違いがある。

(山梨県)

[解答欄]

[解答]エ

[解説]

エが誤り。被選挙権については衆議院議員 25 歳以上, 参議院議員 30 歳以上と違いがあるが, 選挙権は 18 歳以上と同じである。

【】衆議院の優越の根拠

[問題](2 学期中間改)

次の文中の①、②に適語を入れよ。

日本国憲法は、国会で衆議院と参議院の議決が一致しないときに衆議院に強い力を与えている。これを衆議院の(①)という。これは、衆議院は任期が短く(②)もあるため国民の意見とより強く結びついているからである。

[解答欄]

| | |
|---|---|
| ① | ② |
|---|---|

[解答]① 優越 ② 解散

[解説]

慎重な審議によって一方の議院の行きすぎをおさえるためと、国民のさまざまな意見をより広く国会

に反映させるために二院制がとられている。しかし、衆議院と参議院をまったく対等とすると、不都合が

生じるおそれがある。たとえば、衆議院は与党が多数を占め、参議院は野党が多数を占めるという「ねじれ国会」になっている場合では、与党の過半数で衆議院を通過した法案が、参議院で野党によって否決されることが多くなる。このような状態が続くと国の政治は停滞してしまうことになる。予算の議決や内閣総理大臣の指名などの場合、衆参が対立したまま、いつまでも決着がつかないではすまされない。そこで、憲法は、法律の制定、予算の審議・議決、内閣総理大臣の指名、条約の承認について、衆議院の優越を定めている。任期が短く解散もあるため国民の意見とより強く結びついている(世論をより敏感に反映する)衆議院の意思を優先させて、国会の意思形成をしやすいするために、衆議院に優越した地位を与えているのである。

[衆議院の優越]

衆議院は任期が短く解散もあるため
国民の意見とより強く結びついているから

※出題頻度：「衆議院の優越◎」「任期が短く解散もある◎→国民の意見とより強く結びついているから◎」

[問題](入試問題)

日本国憲法は、「衆議院の優越」を認めている。それは、衆議院が参議院よりも国民の意見を反映しやすいと考えられているためである。衆議院が参議院よりも国民の意見を反映しやすいと考えられているのはなぜか。その理由として適切なものを、次のア～エのうちから選び、その記号を書け。

ア 衆議院は参議院よりも任期が長く、解散があるため。

イ 衆議院は参議院よりも任期が短く、解散があるため。

ウ 衆議院は参議院よりも任期が長く、解散がないため。

エ 衆議院は参議院よりも任期が短く、解散がないため。

(広島県)

[解答欄]

| |
|--|
| |
|--|

[解答]イ

[問題](1 学期期末)

次の文中の①～④にあてはまる語句を答えよ。それぞれ漢字 2 字が入る。

国会で衆議院と参議院の議決が一致しないとき、衆議院に強い力を与えている。これを衆議院の(①)という。衆議院の(①)が認められているのは、衆議院は、参議院よりも(②)が短く、(③)もあるため(④)の意見とより強く結びついているからである。

[解答欄]

| | | | |
|---|---|---|---|
| ① | ② | ③ | ④ |
|---|---|---|---|

[解答]① 優越 ② 任期 ③ 解散 ④ 国民

[問題](後期期末)

次の各問いに答えよ。

- (1) 法律や予算の議決、内閣総理大臣の指名、条約の承認で参議院と衆議院の意見が異なったときに適用される原則を答えよ。
- (2) (1)を認めている理由として間違っているものを次のア～エの中から 1 つ選べ。
- ア 衆議院は任期が短く、解散があること。
- イ 衆議院は国民の声が、より敏感に反映されると考えられていること。
- ウ 国会の議決で意見が異なった場合、衆議院の意見を優先させて、国会の意志形成をしやすい必要があること。
- エ 参議院は解散があるため、信用性に欠けるから。

[解答欄]

| | |
|-----|-----|
| (1) | (2) |
|-----|-----|

[解答](1) 衆議院の優越 (2) エ

[問題](入試問題)

わが国の国会では、衆議院と参議院の二院制がとられている。衆議院と参議院とで議決が異なった場合には、いくつかのことがらについて、衆議院の優越が憲法で定められている。衆議院が優越するのは、衆議院が参議院と比較して、国民の意思をより反映すると考えられているからである。その理由として、衆議院の議員の任期が参議院の議員の任期より短いことのほかに、どのようなことがあるか。簡単に書け。

(香川県)

[解答欄]

| |
|--|
| |
|--|

[解答]衆議院には解散の制度があること。

[問題](2 学期中間)

衆議院の優越が認められている理由を、「任期」「解散」「国民」という言葉を使って、簡潔に書け。

[解答欄]

| |
|--|
| |
|--|

[解答]衆議院は任期が短く解散もあるため国民の意見とより強く結びついているから。

[問題](2 学期中間)

次の文を読んで、後の各問いに答えよ。

国会は、a 衆議院と参議院から成り立っているが、議員の任期や選出方法にはちがいが設けられている。また、国会の議決は、原則的には両議院が一致して成立するが、異なった場合は、b 衆議院に強い権限が認められている。

- (1) 下線部 a について、議会が 2 つの議院から成り立つ制度を何と呼ぶか。
- (2) 下線部 b について、これを何と呼ぶか。
- (3) 国会の意思形成をしやすくするために、下線部 b のように衆議院に強い権限を認めているが、これは、参議院にくらべて衆議院にどのような特色があるからか。

[解答欄]

| | |
|-----|-----|
| (1) | (2) |
| (3) | |

[解答](1) 二院制 (2) 衆議院の優越 (3) 任期が短く解散もあるため国民の意見とより強く結びついていること。

【】国会の種類

[常会(通常国会)]

[問題](後期中間改)

毎年1回、1月に召集され、会期が150日間の国会を(X)という。(X)では、主として新年度の予算が審議・議決される。予算成立後は、法案審議を進める。文中のXに適語を入れよ。

[解答欄]

[解答]常会(通常国会)

[解説]

毎年1月中に必ず常会(通常国会)が開かれる。ここでは主として、4月から始まる新年度の予算が審議・議決される。会期は150日間とされ、予算成立後は、法案審議を進める。

※出題頻度：「常会(通常国会)◎」「毎年1月△」「150日間△」「予算の審議・議決△」

[常会(通常国会)]
毎年1月に開かれる。
会期は150日間。
予算の審議・議決

[問題](前期期末)

次の各問いに答えよ。

- (1) 毎年1回必ず召集される国会を何というか。
- (2) (1)の国会の召集時期は何月で会期は何日間か、組み合わせとして正しいものを次から1つ選び、記号で書け。
 - ア 召集1月・会期100日間
 - イ 召集6月・会期100日間
 - ウ 召集1月・会期150日間
 - エ 召集6月・会期150日間
- (3) (1)の国会での主な議題を次のア～ウから1つ選び、記号で答えよ。
 - ア 内閣総理大臣の指名
 - イ 新年度の予算
 - ウ 国内外の緊急問題

[解答欄]

| | | |
|-----|-----|-----|
| (1) | (2) | (3) |
|-----|-----|-----|

[解答](1) 常会(通常国会) (2) ウ (3) イ

[問題](2 学期期末)

次の文章中の①～⑤に適語を入れよ。

毎年(①)月中に必ず(②)会(または、(③)国会)が開かれる。ここでは主として、4 月から始まる新年度の(④)が審議・議決される。会期は(⑤)日間とされ、(④)成立後は、法案審議を進める。

[解答欄]

| | | | |
|---|---|---|---|
| ① | ② | ③ | ④ |
| ⑤ | | | |

[解答]① 1 ② 常 ③ 通常 ④ 予算 ⑤ 150

[特別会(特別国会)]

[問題](1 学期中間)

衆議院が解散されて総選挙が行われたときは、総選挙後 30 日以内に、内閣総理大臣の指名のために国会が開かれる。この国会を何というか。

[解答欄]

[解答]特別会(特別国会)

[解説]

衆議院が解散されて総選挙が行われたときは、総選挙後 30 日以内に特別会(特別国会)が召集される。特別会の目的は内閣総理大臣の指名である。

[特別会(特別国会)]
 衆議院の総選挙後30日以内に開催される
 内閣総理大臣の指名を行う

※出題頻度：「特別会(特別国会)◎」「衆議院解散による総選挙の日から 30 日以内に召集される△」「内閣総理大臣の指名○」

[問題](入試問題)

総選挙の日から 30 日以内に召集される国会の種類と、その国会ですべての案件に先立って行われることの正しい組み合わせを、1 つ選んで記号を書け。

- ア 臨時会－予算の審議
- イ 臨時会－内閣総理大臣の指名
- ウ 特別会－予算の審議
- エ 特別会－内閣総理大臣の指名

(秋田県)

[解答欄]

[解答]エ

[問題](後期中間)

次の各問いに答えよ。

(1) 衆議院解散後の総選挙の日から(①)日以内に召集される国会を(②)という。

①, ②にあてはまる数字, 語句を答えよ。

(2) (1)の国会で必ず行われることは何か。

[解答欄]

| | | |
|------|---|-----|
| (1)① | ② | (2) |
|------|---|-----|

[解答](1)① 30 ② 特別会(特別国会) (2) 内閣総理大臣の指名

[問題](後期中間)

次の文は資料についてまとめた内容の一部である。X にあてはまる言葉を答えよ。また、Y に当てはまるものを、資料のア～エから1つ選んで、記号を答えよ。

2021年から、2022年に開かれた国会のうち、(X)を主な議題として開催される特別会にあたるものは、(Y)である。

(資料)2021年から2022年の期間に行われた選挙と開かれた国会

| 選挙名 | 選挙期日 |
|---------------|-------------|
| 第26回参議院議員通常選挙 | 2022年7月10日 |
| 第49回衆議院議員総選挙 | 2021年10月14日 |

| 国会の種類 | 召集 | 閉会 |
|-------|-------------|-------------|
| ア | 2022年8月3日 | 2022年8月5日 |
| イ | 2021年1月18日 | 2021年6月16日 |
| ウ | 2021年12月6日 | 2021年12月21日 |
| エ | 2021年11月10日 | 2021年11月12日 |

[解答欄]

| | |
|---|---|
| X | Y |
|---|---|

[解答]X 内閣総理大臣の指名 Y エ

[解説]

特別会は、衆議院解散後に行われる総選挙の日から30日以内に開催される国会で、主な議題は内閣総理大臣の指名である。第49回衆議院議員総選挙は2021年10月14日なので、その30日以内の2021年11月10日に開催されているエの国会が特別会である。

[問題](2 学期期末)

次のア～エは衆議院が解散し、新内閣が発足するまでの一連のできごとを示している。できごとの順に記号を並べよ。

ア 内閣総理大臣の指名。

イ 特別会の召集。

ウ 国務大臣の任命。

エ 衆議院議員総選挙の投票。

[解答欄]

| |
|--|
| |
|--|

[解答]エ→イ→ア→ウ

[解説]

衆議院の解散→エ(衆議院議員総選挙の投票)→イ(特別会の召集)→ア(内閣総理大臣の指名)→ウ(選ばれた内閣総理大臣が国務大臣を任命して内閣を組織)

[臨時会(臨時国会)]

[問題](2 学期中間)

内閣の判断や、一方の議院の総議員の 4 分の 1 以上の要求で召集される国会を何というか。

[解答欄]

| |
|--|
| |
|--|

[解答]臨時会(臨時国会)

[解説]

りんじかい りんじこっかい
臨時会(臨時国会)は内閣が必要と認めたときか、あるいはいずれかの議院の総議員の 4 分の 1 以上の要求があったときにしょうしゅう召集される。

※出題頻度：「臨時会(臨時国会)○」「内閣が必要と認めたとき△」「いずれかの議院の総議員の 4 分の 1 以上△」

| |
|--|
| [臨時会(臨時国会)] 内閣が必要と認めたとき 議員の4分の1以上の要求 |
|--|

[問題](後期中間)

次の文中の①～③に適語を入れよ。

(①)が必要と認めたとき、または、いずれかの議院の総議員の(②)分の 1 以上の要求によって召集される国会を(③)という。

[解答欄]

| | | |
|---|---|---|
| ① | ② | ③ |
|---|---|---|

[解答]① 内閣 ② 4 ③ 臨時会(臨時国会)

[問題](後期期末)

参議院の議員数が 248 人のとき、参議院が臨時国会の召集を要求することができるのは、最低何人以上の参議院議員の要求がある場合か。

[解答欄]

[解答]62 人以上

[解説]

臨時国会は、衆議院か参議院いずれかの総議員の 4 分の 1 以上の要求があった場合などに召集される。 $248 \div 4 = 62$ (人)なので、62 人以上の参議院議員の要求が必要となる。

[参議院の緊急集会]

[問題](後期期末)

衆議院の解散中に国会の審議が必要となった場合に開かれる参議院のみの集まりを何というか。

[解答欄]

[解答]緊急集会

[解説]

参議院の緊急集会きんきゅうしゅうかいは、衆議院の解散中に緊急の必要があるとき、内閣の求めによって開かれる。

※出題頻度：「参議院の緊急集会△」

[参議院の緊急集会]
衆議院の解散中に
緊急の必要があるとき、
内閣の求めによって開かれる。

[問題](2 学期期末)

国会において、「緊急集会」は、どのような場面で緊急な必要がある場合に開かれるか。

[解答欄]

[解答]衆議院が解散されているとき

[国会の種類全般]

[問題](2 学期中間)

次の国会をそれぞれ何というか。

- ① 毎年 1 回、1 月中に召集される国会で、会期は 150 日間である。
- ② 内閣が必要と認めたとき、またはいずれかの議院の総議員の 4 分の 1 以上の要求があった場合に召集される。
- ③ 衆議院解散後の総選挙の日から 30 日以内に召集され、内閣総理大臣の指名を行う。

[解答欄]

| | | |
|---|---|---|
| ① | ② | ③ |
|---|---|---|

[解答]① 常会(通常国会) ② 臨時会(臨時国会) ③ 特別会(特別国会)

[解説]

| 種類 | 会期と召集 | 主な議題 |
|---------------|---|---------------------|
| 常会 (通常国会) | 会期は <u>150 日</u> 。毎年 1 回 <u>1 月中</u> に召集される。 | 翌年度の <u>予算の審議</u> |
| 臨時会 (臨時国会) | 内閣またはいずれかの議院の総議員の <u>4 分の 1 以上</u> の要求があったとき開催。 | 補正予算の審議 緊急に必要な議題 |
| 特別会 (特別国会) | 衆議院の解散後の総選挙の日から <u>30 日</u> 以内に召集される。 | <u>内閣総理大臣の指名</u> |
| 参議院の緊急 集会 | 衆議院の解散中、緊急の必要がある場合に召集される。 | 緊急に必要な事項 |

[問題](2 学期中間)

次の文章中の①～④に適語を入れよ。

国会には、毎年 1 回 1 月中に召集される(①)、衆議院の解散後の総選挙の日から 30 日以内に召集される(②)、内閣が必要と認めたとき、または、いずれかの議院の総議員の 4 分の 1 以上の要求があった場合に召集される(③)、さらに衆議院解散中の緊急の場合に召集される参議院の(④)がある。

[解答欄]

| | | | |
|---|---|---|---|
| ① | ② | ③ | ④ |
|---|---|---|---|

[解答]① 常会(通常国会) ② 特別会(特別国会) ③ 臨時会(臨時国会) ④ 緊急集会

[問題](後期中間)

次の表の①～⑧にあてはまる語句や数字を書け。

| | |
|-----------|---|
| 常会(通常国会) | 毎年 1 回、(①)月中に召集される。会期は(②)日間。 |
| 臨時国会(臨時会) | (③)が必要と認めたとき、または、いずれかの議院の総議員の(④)分の 1 以上の要求があったとき開かれる。 |
| 特別国会(特別会) | 衆議院の(⑤)後の総選挙の日から(⑥)日以内に開かれる。(⑦)の指名を最優先して行なう。 |
| (⑧) | 衆議院の解散中、緊急の必要があるときに開かれる。 |

[解答欄]

| | | | |
|---|---|---|---|
| ① | ② | ③ | ④ |
| ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ |

[解答]① 1 ② 150 ③ 内閣 ④ 4 ⑤ 解散 ⑥ 30 ⑦ 内閣総理大臣 ⑧ 緊急集会

[問題](2学期中間)

次の資料はある年の国会の流れである。表中のA～Cには国会の種類を、Dには適切な語句を入れよ。

| | | | |
|----|------------------------|-----|----------------------|
| 1月 | (A)が召集される。 | 9月 | (B)が召集される。 |
| 2月 | 予算の審議が始まる。 | | (D)の指名が行われる。 |
| 3月 | 予算が成立する。 | 10月 | (C)が召集される。 |
| 4月 | 法律案の審議が始まる。 | | 重要法案・補正予算などの審議が行われる。 |
| 7月 | (A)が閉会する。 衆議院が解散する。 | 12月 | (C)が閉会する。 |
| 8月 | 衆議院の総選挙が行われる。 | | |

[解答欄]

| | | | |
|---|---|---|---|
| A | B | C | D |
|---|---|---|---|

[解答]A 常会(通常国会) B 特別会(特別国会) C 臨時会(臨時国会) D 内閣総理大臣

[解説]

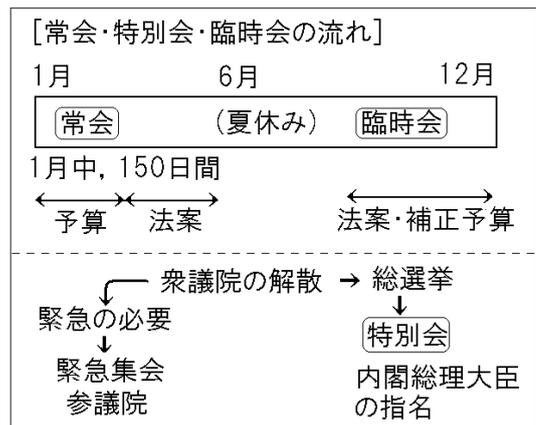
毎年1月中に必ず常会(通常国会)が開かれる。ここでは主として、4月から始まる新年度の予算が審議される。会期は150日間で、予算成立後は、法案審議を進める。6月中ごろに会期が迫るが、その際、会期延長が行われることがある。

その後、国会は夏休みをへて、秋から臨時会(臨時国会)が開かれる。臨時会は内閣が必要と認めるときか、あるいはいずれかの議院の総議員の

4分の1以上の要求があったときに召集されることになっているが、実際には毎年9月ごろに開かれている。ここでは、もっぱら法案審議が中心になる。

衆議院が解散されて総選挙が行われたときは、総選挙後30日以内に特別会(特別国会)が召集される。特別会の目的は内閣総理大臣の指名である。

衆議院の解散中に、必要が生じたときは参議院の緊急集会が開かれる。



[問題](入試問題)

次の表のA~Cに当てはまる言葉の正しい組み合わせを、ア~エから1つ選び符号で書け。

(2021年の国会の動き)

| 日にち | 主な出来事 |
|--------|---------------|
| 1月18日 | (A)が召集される |
| 10月4日 | (B)が召集される |
| 10月14日 | 衆議院が解散される |
| 10月31日 | 衆議院議員総選挙が行われる |
| 11月10日 | (C)が召集される |
| 12月6日 | (B)が召集される |

ア A=常会 B=特別会 C=臨時会

イ A=常会 B=臨時会 C=特別会

ウ A=臨時会 B=特別会 C=常会

エ A=臨時会 B=常会 C=特別会

(岐阜県)

[解答欄]

[解答]イ

[解説]

Aは1月に召集されているので常会とわかる。Cは衆議院議員総選挙後30日以内に召集されているので特別会である。常会でも特別会でもないBは臨時会であると判断できる。

[問題](2学期中間)

右の図は、ある年度の国会の動きの一部を表したものである。

各問いに答えよ。

(1) a~cに適する国会の種類を答えよ。

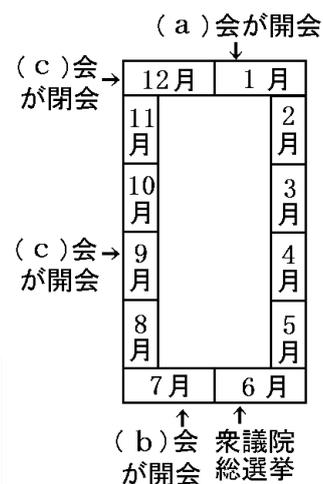
(2) (b)国会では、何が行われるか。

(3) 1月からおこなわれたa会で必ず審議されることは何か。

漢字2字で答えよ。

[解答欄]

| | | |
|------|-----|---|
| (1)a | b | c |
| (2) | (3) | |



[解答](1)a 常(通常国) b 特別(特別国) c 臨時(臨時国) (2) 内閣総理大臣の指名

(3) 予算

[問題](後期期末)

国会の種類と召集について説明した文として、適当でないものを次のア～エの中から1つ選べ。

- ア 衆議院の解散中に、緊急の必要が生じた場合、参議院で開かれるのは緊急集会である。
- イ 衆議院の解散後から30日以内に召集されるのは、特別会である。
- ウ 内閣が必要と認めたとき、またはいずれかの議院の総議員の4分の1以上の要求があったときに召集されるのは、臨時会である。
- エ 会期が150日間で、毎年1回、1月に召集されるのは、常会である。

[解答欄]

[解答]イ

[解説]

イが誤り。「衆議院の解散後から30日以内」ではなく、「衆議院の解散後の総選挙の日から30日以内」に特別会が召集される。

【】国会の仕事

【】法律の制定

[法律案の提出]

[問題](後期中間)

(X)と内閣は、ともに法律案をつくり、国会へ提出することができる。Xにあてはまる語句を漢字4字で書け。

[解答欄]

[解答]国会議員

[解説]

法律案は内閣ないかくまたは国会議員こっかいぎいんによって、どちらかの議院に提出される。議員提出の法律案を、特に議員立法ぎいんりっぽうという。議員提出の法律案の成立割合は、内閣提出の場合に比べて著いちじるしく低い傾向がある。例えば第196回常会(2018年)では、内閣が提出した65件の法律案のうち成立したものは60件である(成立率は92%)。これに対し、議員が提出した71件の法律案のうち成立したものは20件である(成立率は28%)。

(統計出典)内閣法制局ホームページ(<http://www.clb.go.jp/contents/all.html>)

※出題頻度：「内閣または国会議員が法律案を提出○」「議員立法△」

[法律案の提出]

内閣

国会議員(議員立法)

[問題](2学期期末)

議員提出の法律案を、特に何というか。漢字4文字で答えよ。

[解答欄]

[解答]議員立法

[問題](2学期期末)

右の表は、第196回常会(2018年)における、内閣と国会議員が提出した法案数と成立した法律数を表している。この資料から読み取れることを、「提出」「成立の割合」という語句を使って簡潔に説明せよ。

| | 提出数 | 成立数 |
|------|-----|-----|
| 内閣 | 65 | 60 |
| 国会議員 | 71 | 20 |

[解答欄]

[解答]国会議員提出の法律案の成立の割合は、内閣提出の場合に比べて著しく低い。

[委員会・公聴会→本会議]

[問題](前期期末改)

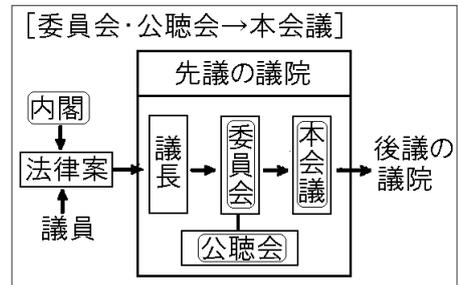
国会に提出された法律案は、まず、各分野の専門の(X)で審議される。(X)では必要に応じて、関係者や学識経験者の意見を聞くために公聴会が開かれることがある。(X)で審議・採決された後、本会議に回される。文中の X に適する語句を答えよ。

[解答欄]

[解答]委員会

[解説]

膨大な法案を最初から本会議にかけて一から審議する時間的余裕がないため、各分野の専門の委員会をそれぞれ作り、事前に専門性を有するそれらの委員会で検討し、内容をある程度につめて、審議の効率化を図っている。委員会は国会内に作られるもので、委員会のメンバーは当然、国会議員である。国会議員は、必ずどこかの委員会に属さなくてはならない。委員会で必



要に応じて、関係者や学識経験者の意見を聞くために公聴会が開かれることがある。先議の議院で審議・採決された後、後議の議院に回される。衆議院・参議院のどちらが先議でもかまわない。

※出題頻度：「委員会◎」「公聴会◎」「本会議◎」

[問題](2 学期中間)

次の文章中の①～③に適語を入れよ。

国会の審議は、それぞれの議院の議員全員が参加する(①)と、議員が分かれて構成する(②)とで行われる。国会に提出された議案は、まず、(②)に回され、審議の過程で関係者や学識経験者の意見を聴く(③)が開かれる場合もある。

[解答欄]

| | | |
|---|---|---|
| ① | ② | ③ |
|---|---|---|

[解答]① 本会議 ② 委員会 ③ 公聴会

[問題](2 学期期末)

公聴会とは、どのような目的で開く会議か、説明せよ。

[解答欄]

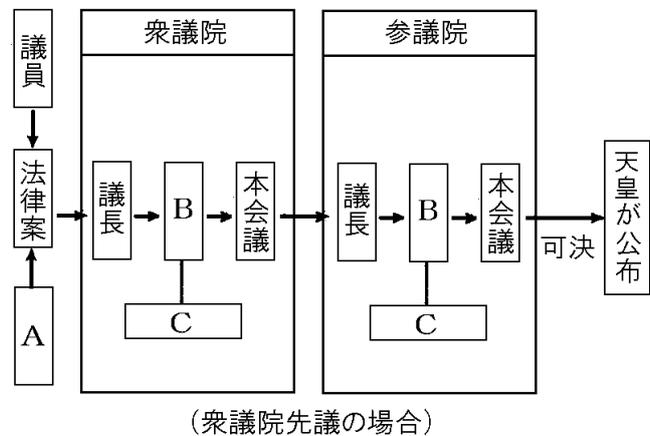
[解答]関係者や学識経験者の意見を聞くために開かれる会議。

[法律ができるまでの流れ]

[問題](2 学期中間改)

次の文章中の①～③に適語を入れよ。

法律案は(①)(右図 A)か国会議員かによって、どちらかの議院に提出される。提出された法律案は、専門の(②)(右図 B)で審議され、場合によっては関係者や学識経験者の意見を聞く(③)(右図 C)が開かれることもある。その後、法律案は、本会議に移されて審議・採決が行われる。



可決されれば、他の議院に送られ、同じ手続きを経て、先議の議院と同様に可決されれば法律となり天皇によって公布される。

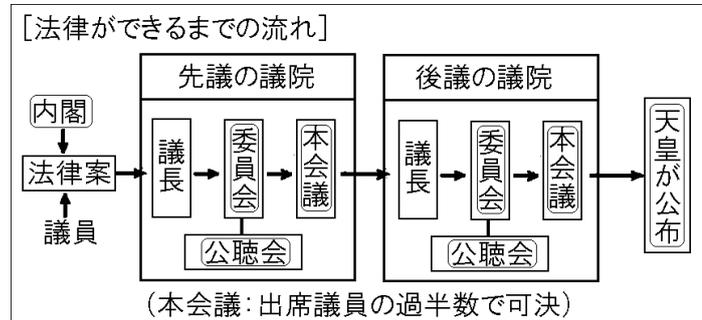
[解答欄]

| | | |
|---|---|---|
| ① | ② | ③ |
|---|---|---|

[解答]① 内閣 ② 委員会 ③ 公聴会

[解説]

法律案は国会議員または内閣によって、どちらかの議院に提出される(衆議院, 参議院のどちらを先にしてもかまわない)。提出された法律案は、専門の委員会いんかい しんぎで審議され、場合によっては関係者や学識経験者の意見を聞く公聴会こうちゅうかいが開かれることもある。その後、法律案は、本会議ほんかいぎに移されて審議・採決が行われる。



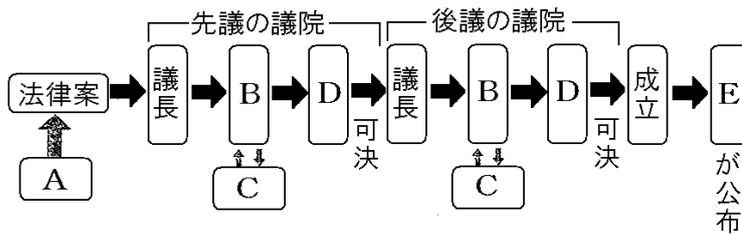
委員会や本会議で法律案が可決されるためには、出席議員の過半数の賛成が必要である。可決されれば、他の議院に送られ、同じ手続きを経て、先議の議院と同様に可決されれば法律となり天皇によって公布される。

議事の決定は、多数決が原則だが、少数意見にも配慮が必要なことは民主主義では当然のことである。さらに会議は国民への公開が原則で、そのためにテレビ中継なども行なわれる。

※出題頻度：「内閣または国会議員が法律案を提出○」「委員会◎」「公聴会◎」「本会議◎」「出席議員の過半数で可決△」「天皇が公布○」

[問題](2学期中間)

次の図を見て、後の各問いに答えよ。



- (1) 図中の A は法律案をつくり、国会に提出できる機関や人を示している。A にあてはまるものを 2 つ答えよ。
- (2) 図中の B～E にあてはまる語句を答えよ。ただし、C は関係者や学識経験者の意見を聞くために開かれるものである。

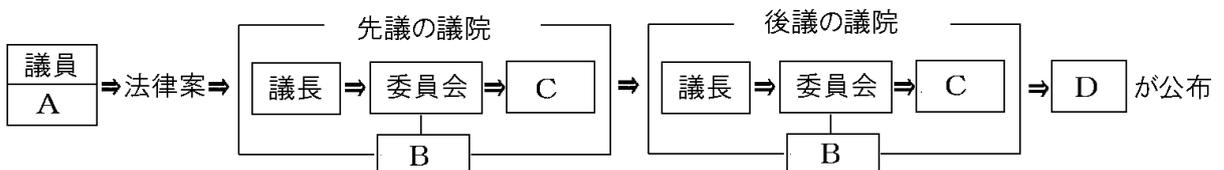
[解答欄]

| | | | |
|-----|------|---|---|
| (1) | (2)B | C | D |
| E | | | |

[解答](1) 内閣, 国会議員 (2)B 委員会 C 公聴会 D 本会議 E 天皇

[問題](2学期中間)

次の図を見て、後の各問いに答えよ。



- (1) 図中の A は、法律案や予算案をつかって国会に提出できるところである。A にあてはまる語句を書け。
- (2) 図中の B は、重要な法律案や予算の審議のとき、関係者や学識経験者の意見を聞くために委員会で開かれるものである。B にあてはまる語句を書け。
- (3) 図中の C, D にあてはまる語句をそれぞれ書け。
- (4) 委員会や C で法律案などを可決するためには、どれだけの賛成が必要か。次の空欄にあてはまる語句を書け。

(①)議員の(②)の賛成が必要

[解答欄]

| | | | |
|------|-----|------|---|
| (1) | (2) | (3)C | D |
| (4)① | ② | | |

[解答](1) 内閣 (2) 公聴会 (3)C 本会議 D 天皇 (4)① 出席 ② 過半数

[問題](2 学期期末)

法律ができるまでについて述べた文として最も適切なものを、次のア～エから 1 つ選び、記号を書け。

- ア 法律案は、国会議員だけが作成し、国会に提出することができる。
- イ 国会に提出された法律案は、衆議院が先に審議する。
- ウ 法律案は、委員会での審議、採決を経て本会議で採決される。
- エ 委員会においては、関係人や学識経験者の意見を聞く公聴会が必ず開かれる。

[解答欄]

| |
|--|
| |
|--|

[解答]ウ

[解説]

- アは誤り。法律案は内閣または国会議員によって国会に提出される。
- イは誤り。予算は衆議院に先議権があるが、法律案はどちらの議院が先でもかまわない。
- ウは正しい。本会議の前に委員会は必ず開かれる。
- エは誤り。公聴会を開くこともあるが、開かないこともある。

[問題](2 学期中間)

次の文章中の①～⑧に適語を入れよ。

法律は、国会の定める決まりであり、憲法の次に強い効力をもつものである。法律案は (①) または国会議員によって、どちらかの議院に提出される。提出された法律案は、専門の (②) で審議され、場合によっては、関係者や学識経験者の意見を聞く (③) が開かれることもある。その後、法律案は (④) に移されて審議・採決が行われる。法律案が (④) で可決されるためには、出席議員の (⑤) 数の賛成が必要である。可決されれば、他の議院に送られ、同じ手続きを経て、先議の議院と同様に可決されれば法律となり、 (⑥) によって公布される。議事の決定は、多数決が原則だが、 (⑦) 意見にも配慮が必要なことは民主主義では当然のことである。さらに会議は国民への (⑧) が原則で、そのためにテレビ中継なども行なわれる。

[解答欄]

| | | | |
|---|---|---|---|
| ① | ② | ③ | ④ |
| ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ |

[解答]① 内閣 ② 委員会 ③ 公聴会 ④ 本会議 ⑤ 過半 ⑥ 天皇 ⑦ 少数 ⑧ 公開

[問題](入試問題)

次の各問いに答えよ。

- (1) 参議院の議員数が 248 人のとき、最小限の出席議員数で、法案が可決される最小限の賛成票の数はいくつか。ただし、本会議の定足数は総議員の 3 分の 1 以上である。(鳥取県)
- (2) 議会の審議で、意見がまとまりにくいときは、最終的に多数決でものごとを決める方法が用いられているが、多数決が正しく運営されるためには、どのようなことを心がける必要があるか、「少数」ということばを使って書け。(兵庫県)

[解答欄]

| | |
|-----|-----|
| (1) | (2) |
|-----|-----|

[解答](1) 42 (2) 少数意見も尊重されること。

[解説]

(1) 本会議の定足数は総議員の 3 分の 1 以上である。議員数が 248 人なので、定足数は、 $248 \div 3 = 82.66\cdots$ で 83 人である。法律案は出席議員の過半数で可決されるので、出席議員が 83 人の場合、 $83 \div 2 = 41.5$ なので、過半数は 42 人である。

※定足数については記述がない教科書もある。

[再可決：衆議院の優越]

[問題](2 学期中間)

衆議院が可決した法律案について、参議院が否決した場合、衆議院で出席議員の (X) 以上で再可決したときは法律が成立する(衆議院の優越)。なお、再可決の前に、衆参両議院の代表者による両院協議会を開いて意見の調整を行うことができる(法律案の場合は、両院協議会を必ず開かなければならないわけではない)。文中の X に適語をいれよ。

[解答欄]

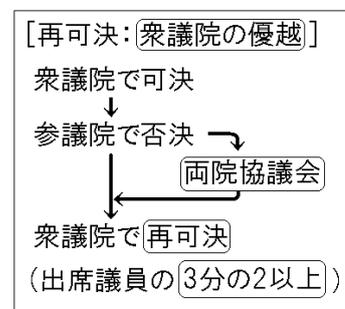
| |
|--|
| |
|--|

[解答]3 分の 2

[解説]

法律案が、衆議院で可決されて、参議院で否決された場合、衆参両議院の代表者による両院協議会を開いて意見の調整を行うことができる。(法律案の場合は、両院協議会を必ず開かなければならないわけではない。)

衆議院が可決した法律案について、参議院が否決した場合、衆議院で出席議員の 3 分の 2 以上で再可決したときは法律が成立する(衆議院の優越)。なお、衆議院が可決した後、参議院が国会休会中の期間を除いて 60 日以内に議決しないときには、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。



※出題頻度：「衆議院の優越○：出席議員の3分の2以上◎で再可決○」「両院協議会○」

[問題](前期期末)

衆議院で可決し、参議院でこれと異なった議決をした法律案について、憲法はどのように定めているか。正しい文を1つ選んで記号で答えよ。

- ア 衆議院で、総議員の過半数以上の多数で再び可決すると、法律になる。
- イ 衆議院で、総議員の3分の2以上の多数で再び可決すると、法律となる。
- ウ 衆議院で、出席議員の過半数以上の多数で再び可決すると、法律になる。
- エ 衆議院で、出席議員の3分の2以上の多数で再び可決すると、法律になる。

[解答欄]

| |
|--|
| |
|--|

[解答]エ

[解説]

再可決には出席議員の3分の2以上が必要である。総議員の3分の2以上ではない。

[問題](後期中間)

次の文章中の①～④に適語を入れよ(または、適語を選べ)。

- ・衆議院と参議院の意見が異なる場合、(①)会を開くことがある。
- ・衆議院で可決した法律案が参議院で否決された場合、衆議院が②(総議員／出席議員)の(③)以上の賛成で(④)すれば、法律案は成立する。

[解答欄]

| | | | |
|---|---|---|---|
| ① | ② | ③ | ④ |
|---|---|---|---|

[解答]① 両院協議 ② 出席議員 ③ 3分の2 ④ 再可決

[問題](後期中間)

法律の制定について、参議院が衆議院と異なる議決をした法律案は、衆議院で再び可決されれば法律となる。定数465人の衆議院で450人の議員が出席した場合、再可決のためには最低何人の賛成が必要か。

[解答欄]

| |
|--|
| |
|--|

[解答]300人

[解説]

再可決には出席議員450人の3分の2の300人以上の賛成が必要である。

[問題](2 学期中間)

衆議院が可決した法律案が参議院で否決された場合に、法律として成立するためにはどのような手続きが必要か。

[解答欄]

[解答]衆議院で出席議員の 3 分の 2 以上の多数で再可決すること。

[問題](入試問題)

H さんのグループは、法律案の議決について調べた。資料を見つけ、衆議院の優越についての発表原稿を作成した。発表原稿の X に当てはまる文として最も適切なものを、あとのア～エの中から 1 つ選んで、その記号を書け。

(発表原稿)

国会では、二院制がとられており、それぞれで異なる議決がなされることがあります。例えば、資料のような衆議院の議員数(2023 年 5 月 20 日現在)で、衆議院が先議する場合を想定して考えてみます。すべての衆議院議員が出席した状況では、与党議員全員が賛成すれば法律案を可決できます。(X)

| | 議員数 |
|----|-----|
| 与党 | 294 |
| 野党 | 170 |
| 欠員 | 1 |
| 合計 | 465 |

ア また、参議院が否決した法律案は、衆議院議員のうち、すべての

野党議員が反対した場合でも、すべての与党議員が賛成すれば、再可決できます。

イ また、参議院が衆議院の可決した法律案を受けとった後、30 日以内に議決しないときは衆議院の議決が国会の議決となるため、法律として成立します。

ウ しかし、参議院が否決した法律案は、衆議院議員のうち、すべての与党議員が賛成しただけでは再可決できません。

エ しかし、参議院と衆議院の両院で可決した法律案であっても、国民投票で過半数の賛成を得なければ法律として成立しません。

(茨城県)

[解答欄]

[解答]ウ

[解説]

再可決には出席議員の 3 分の 2 以上の賛成が必要である。

表より、このときの衆議院議員数は $294 + 170 = 464$ (人)である。 $464(\text{人}) \times \frac{2}{3} = 309.33\cdots$ な

ので、再可決には 310 人以上の賛成が必要である。しかし、与党議員は 294 人なので、すべての与党議員が賛成しただけでは再可決できない。

【】 予算の審議・議決

[予算の提出・先議権]

[問題](2 学期中間改)

予算の原案は財務省が作成し、内閣が国会に提出する。予算は衆議院で必ず先に審議されるが、この権限を何というか。漢字 3 字で答えよ。

[解答欄]

| |
|--|
| |
|--|

[解答]先議権

[解説]

政府は、毎年、どの程度の税金^{ぜいきん}などの収入があり、それをどのように使うかという見積もり^{みっ}を立てる。この見積もりを予算^{よさん}という。予算を提出できるのは内閣のみである。法律と違って議員が提出することはできない。予算の原案は財務省^{げんあん ざいむしょう}が作成し、内閣が国会

| |
|--|
| [予算の提出・先議権] 予算は内閣が提出 衆議院に先議権 (衆議院の優越) |
|--|

に予算を提出する。予算はまず衆議院に提出される。これを予算の先議権^{せんぎけん}という(法律案の場合は、衆議院、参議院のどちらに先に提出してもかまわない)。法律の制定や予算の決議などの場合、衆議院の優越^{ゆうえつ}の原則が働くが、特に、予算は成立しないではすまされないものなので、衆議院の優越が強く働く。予算の先議権は衆議院の優越の 1 つである。なお、先議権が働くのは予算の場合のみである。

※出題頻度：「予算○」「内閣が提出△」「衆議院に先議権○」

[問題](入試問題)

国会では、法律案などの審議を行うが、議案の中には、日本国憲法により先議の議院を定めているものがある。①その議案と、②最初に審議する議院を書け。

(滋賀県)

[解答欄]

| | |
|---|---|
| ① | ② |
|---|---|

[解答]① 予算 ② 衆議院

[問題](後期中間)

次の各問いに答えよ。

- (1) 政府は、毎年、どの程度の税金などの収入があり、それをどのように使うかという見積もりを立てる。この見積もりを何というか。
- (2) (1)を国会に提出する機関はどこか。
- (3) (1)については(①)が先に審議・議決する。これを(②)権という。①、②に適語を入れよ。

[解答欄]

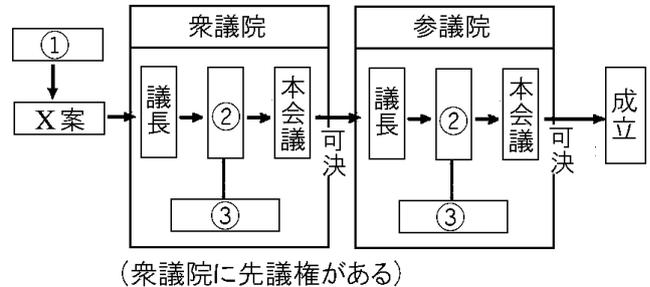
| | | | |
|-----|-----|------|---|
| (1) | (2) | (3)① | ② |
|-----|-----|------|---|

[解答](1) 予算 (2) 内閣 (3)① 衆議院 ② 先議

[問題](後期中間)

右の図を見て、次の各問いに答えよ。

- (1) 図中の X にあてはまる語句は、「法律」「予算」のどちらであるか書け。
- (2) (1)のように判断した理由を簡単に説明せよ。
- (3) 図の①～③にあてはまる語句を書け。



[解答欄]

| | | | |
|------|-----|---|--|
| (1) | (2) | | |
| (3)① | ② | ③ | |

[解答](1) 予算 (2) 予算は衆議院に先議権があるから。 (3)① 内閣 ② 委員会
③ 公聴会

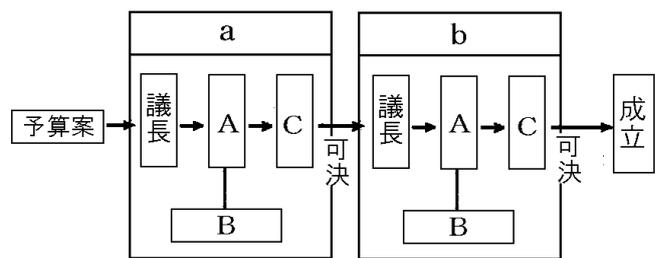
[解説]

法律案の場合は、衆議院、参議院のどちらに先に提出してもかまわないが、予算の場合は、衆議院に先議権^{せんぎけん}がある。予算を提出できるのは図中①の内閣のみである。②の予算委員会^{せんざいけん}において、関係人や学識経験者の意見を聞く公聴会^{こうちようかい}を開くこともある。

[問題](2 学期期末)

次の文章中の①～⑧に適語を入れよ。

予算の原案は(①)省が作成し、
②(内閣／内閣か議員)が国会に提出する。
予算案はまず(③)院(右の図 a)に提出される。これを予算の(④)権という。予算案は右図 A の(⑤)で審議されるが、必要に応じて関係人や学識経験者の意見を聞く B の(⑥)が開かれる。その後、C の(⑦)で審議・議決される。a の(③)院で可決されれば、b の(⑧)院へ送られる。



[解答欄]

| | | | |
|---|---|---|---|
| ① | ② | ③ | ④ |
| ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ |

[解答]① 財務 ② 内閣 ③ 衆議 ④ 先議 ⑤ 委員会 ⑥ 公聴会 ⑦ 本会議 ⑧ 参議

[予算が参議院で否決されたとき]

[問題](前期期末改)

予算はまず衆議院に提出される(先議権)。衆議院で可決した予算案が参議院で否決された場合には、両院の代表者によって(X)会が必ず開かれる。(X)会でも意見が一致しないときは衆議院の議決が優先され、予算は成立する。また、参議院が 30 日以内に議決しないときも、衆議院の議決が優先され、予算は成立する。文中の X にあてはまる適語を答えよ。

[解答欄]

| |
|--|
| |
|--|

[解答]両院協議

[解説]

予算はまず衆議院に提出される(先議権)。衆議院では、まず予算委員会よきんいんかいで審議・議決しんぎ ぎけつを行った後、本会議ほんかいぎで審議・議決を行う。衆議院で可決された予算案は参議院へ送られる。参議院でも予算委員会→本会議と審議・議決が行われる。参議院でも可決されれば予算が成立する。

問題なのは、参議院が予算を否決ひけつした場合である。

このときは、必ず両院協議会りょういんぎょうぎかいが開かれる。

両院協議会で意見が一致しないときは、衆議院の議

決ゆうせんが優先され、予算は成立する。また、参議院が 30 日以内に議決しないときも、衆議院の議決が優先され、予算は成立する。このように、予算について、憲法は特に強い衆議院の優越ゆうえつを定めている。予算は、否決されたままではすまされない重要事項なので、法律案の場合よりも、衆議院の優越を強くしている。

※出題頻度：「両院協議会で意見が一致しないとき○、参議院が 30 日以内に議決しないとき△→衆議院の議決が国会の議決となる○」

[問題](後期中間)

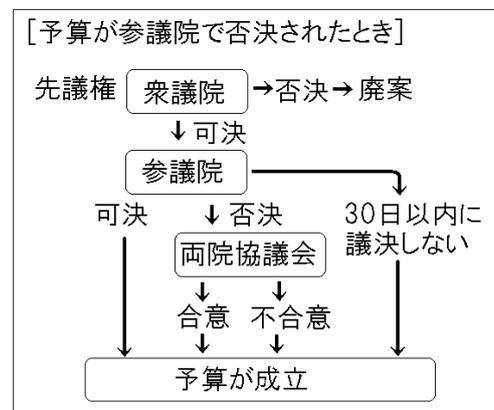
次の文章中の①～③に適語を入れよ。

予算について、参議院で衆議院と異なった議決をした場合、(①)を開き、それでも意見が一致しないとき、または参議院が衆議院の可決した予算を受け取ってから(②)日以内に議決しないときは、(③)の議決が国会の議決となる。

[解答欄]

| | | |
|---|---|---|
| ① | ② | ③ |
|---|---|---|

[解答]① 両院協議会 ② 30 ③ 衆議院



[問題](1 学期期末)

予算の議決について、次のア～エのうち正しいものを1つ選べ。

ア どちらが先に審議してもよい。

イ 衆議院で可決した予算を参議院が否決した場合は、廃案になる。

ウ 参議院が衆議院の可決した予算を受け取った後、30日以内に議決しない場合は、衆議院の議決が国会の議決となる。

エ 予算案は内閣や国会議員が作成し、国会に提出する。

[解答欄]

| |
|--|
| |
|--|

[解答]ウ

[解説]

アは誤り。法律と違って、予算の場合には衆議院に先議権がある。

イは誤り。衆議院で可決した予算を参議院で否決した場合は、両院協議会が開かれる。両院協議会でも意見が一致しないときは衆議院の議決が国会の議決となり、予算は成立する。

エは誤り。法律案と違って、予算を提出できるのは内閣のみである。

[問題](2 学期期末)

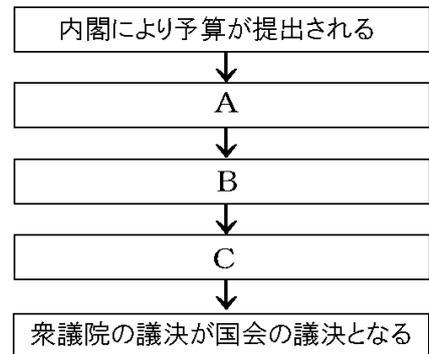
Tさんは、国の予算の議決について調べ、ある年の予算の議決の流れを示した図をつくった。図中のA～Cにあてはまるものを、ア～エの中から1つずつ選び、その記号を書け。

ア 両院協議会で意見が一致しない。

イ 参議院において否決される。

ウ 衆議院において可決される。

エ 衆議院において再可決される。



[解答欄]

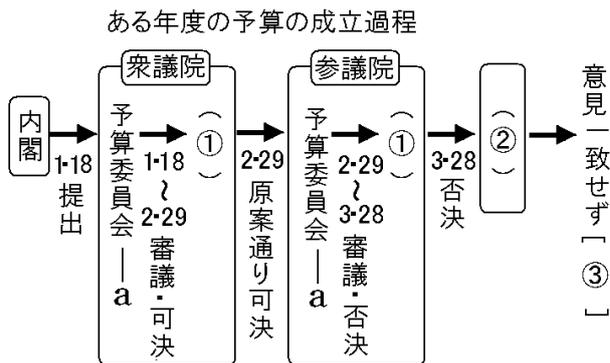
| | | |
|-----|-----|-----|
| A : | B : | C : |
|-----|-----|-----|

[解答]A : ウ B : イ C : ア

[問題](1 学期期末)

次の各問いに答えよ。

- (1) 右の図の①、②にあてはまる語句を書け。
- (2) 図中の a は、専門家から意見を聞くために開かれる会である。何という会か。
- (3) ③にあてはまる文を、次から 1 つ選べ。
 ア 衆議院で 3 分の 2 以上の多数で再び可決して成立する。



イ 衆議院の議決が国会の議決となって成立する。

- (4) 予算の議決のように衆議院のほうが参議院よりも優位な権限を持つことを何というか。

[解答欄]

| | | | |
|------|---|-----|-----|
| (1)① | ② | (2) | (3) |
| (4) | | | |

[解答](1)① 本会議 ② 両院協議会 (2) 公聴会 (3) イ (4) 衆議院の優越

[問題](入試問題)

右の表は、ある年度の一般会計予算案の、衆議院、参議院それぞれの本会議における採決結果を示したものである。このような採決結果となった場合、この予算案は、どのような手続きを経て、どのように議決されるか。説明せよ。

| | 衆議院 | 参議院 |
|------|-----|-----|
| 投票総数 | 476 | 234 |
| 賛成 | 328 | 110 |
| 反対 | 148 | 124 |

(注)この年度の衆議院の議員定数は 480 名であった。

(山口県)

[解答欄]

[解答]両院協議会を開き、意見が一致しなければ、衆議院の議決が国会の議決となる。

【】 内閣総理大臣の指名・条約の承認など

[内閣総理大臣の指名]

[問題](後期中間改)

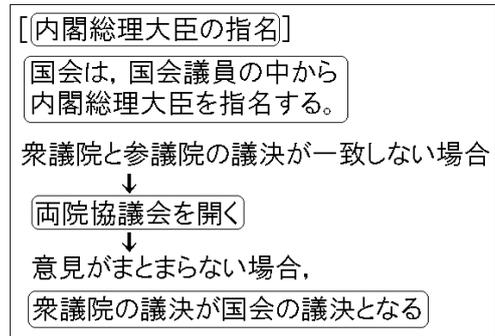
国会は、国会議員の中から内閣総理大臣を指名する。衆議院と参議院が異なる人を指名して、両院協議会でも意見がまとまらなかった場合には、(X)院の議決が優越する。文中の X に適語を入れよ。

[解答欄]

[解答]衆議

[解説]

ないかくそうりだいじん しめい
内閣総理大臣の指名も国会の重要な仕事である。
国会は、国会議員の中から内閣総理大臣を指名する。衆議院と参議院のそれぞれで指名を行う(同時並行)。衆参で同じ人物が指名された場合は、その人物が内閣総理大臣に決まる。問題なのは、衆議院と参議院が異なる人を指名した場合である。
その場合は、りょういんきょうぎかい両院協議会が開かれるが、それでも意見がまとまらなかった場合には、衆議院の議決が国会の議決となる。



※出題頻度：「国会議員の中から内閣総理大臣を指名○」「衆議院と参議院が異なる人を内閣総理大臣に指名→両院協議会○→不一致のときは衆議院の議決が国会の議決となる○」

[問題](後期中間)

次の文章中の①～③に適語を入れよ(または、適語を選べ)。

国会は、(①)の中から内閣総理大臣を指名する。衆議院と参議院で異なる人物が指名された場合は、(②)が開かれ、意見の調整が行われる。それでも意見が一致しないときは、③(衆議院/参議院)の議決が国会の議決となる。

[解答欄]

| | | |
|---|---|---|
| ① | ② | ③ |
|---|---|---|

[解答]① 国会議員 ② 両院協議会 ③ 衆議院

[問題](2 学期期末)

内閣総理大臣の指名において、両院協議会が開かれるのはどのような場合のときか。

[解答欄]

[解答]衆議院と参議院で異なる人物が指名された場合

[問題](2 学期期末)

次の各問いに答えよ。

- (1) 国会が行う 3 つの大きな仕事は、法律の審議・議決と、予算の審議・議決と、あともう 1 つは何を指名することか、漢字 6 字で答えよ。
- (2) 衆議院と参議院で異なる人物を(1)に指名した場合に必ず開かれるのは何という会か。
- (3) (2)でも両議院の意見が一致しないときはどうなるか。

[解答欄]

| | | |
|-----|-----|-----|
| (1) | (2) | (3) |
|-----|-----|-----|

[解答](1) 内閣総理大臣 (2) 両院協議会 (3) 衆議院の議決が国会の議決になる。

[問題](2 学期期末)

次は、衆議院と参議院における内閣総理大臣の投票結果である。これについて、後の各問いに答えよ。

| | A 氏 | B 氏 | C 氏 | D 氏 |
|-----|-------|-------|------|------|
| 衆議院 | 233 票 | 151 票 | 63 票 | 18 票 |
| 参議院 | 65 票 | 150 票 | 17 票 | 10 票 |

- (1) この場合には何という会が開かれるか。
- (2) (1)で衆参の意見が一致しなかった場合、内閣総理大臣に指名される議員は A~D の中の誰か。
- (3) (2)の理由を簡単に説明せよ。

[解答欄]

| | |
|-----|-----|
| (1) | (2) |
| (3) | |

[解答](1) 両院協議会 (2) A 氏 (3) 両院協議会で両議院の意見が一致しなかった場合は衆議院の優越により、衆議院の議決が国会の議決になるから。

[解説]

表より、衆議院は A 氏を、参議院では B 氏を指名する。この場合は、必ず両院協議会が開かれる。両院協議会で衆参の意見が一致すれば、内閣総理大臣が決まる。意見が一致しない場合には、衆議院の優越により、衆議院の議決が国会の議決になり、A 氏が内閣総理大臣に指名される。

[問題](入試問題)

国会での内閣総理大臣の指名選挙の結果、衆議院では X さん、参議院では Y さん、と両院で異なる人が指名されたため、両院協議会が開催された。両院協議会は、衆議院と参議院からそれぞれ 10 人ずつ選出された 20 人の協議委員で組織され出席委員の 3 分の 2 以上の賛成で議案が成立するが、採決の結果は表のとおりであった。内閣総理大臣に指名されたのは X さんと Y さんのどちらか、指名された理由を含めて書け。

| | |
|-----------|------|
| X さんに賛成 | 9 人 |
| Y さんに賛成 | 10 人 |
| どちらにも賛成せず | 1 人 |

(熊本県)

[解答欄]

| |
|--|
| |
|--|

[解答]両院協議会で両議院の意見が一致しなかったため、衆議院の優越により X さんが指名された。

[条約の承認]

[問題](後期中間改)

次の文章中の①～③に適語を入れよ。

条約は(①)が結ぶが、その際に国会の(②)を受ける必要がある。条約の(②)について、衆議院と参議院の議決が一致せず、(③)会でも意見が一致しない場合は、衆議院の議決が優先される。

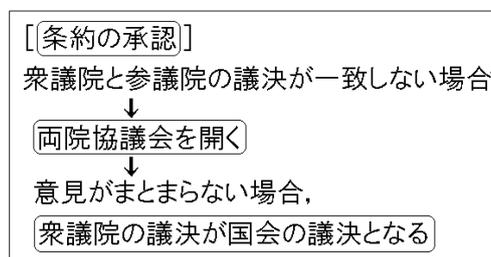
[解答欄]

| | | |
|---|---|---|
| ① | ② | ③ |
|---|---|---|

[解答]① 内閣 ② 承認 ③ 両院協議

[解説]

国どうしや、国と国際機関との間で結ばれた、文書による取り決めのことを条約じょうやくという。条約は内閣が結ぶが、事前または事後に国会しやうぎんの承認を受ける必要がある。条約の承認については、予算の議決と同じような衆議院しやうぎんの優越ゆうえつがはたらく。すなわち、参議院が衆議院と異なる議決をした場合には両院協議会が開かれるが、それでも意見が一致しない場合には衆議院の議決が国会の議決となる。



衆議院が可決した議案を受けとった後、30 日以内に議決しない場合も同様である。

※出題頻度：「条約の承認○」「衆議院と参議院の議決が一致しないとき→両院協議会○→不一致のときは衆議院の議決が国会の議決となる○」

[問題](入試問題)

条約の承認の場合、1) 衆議院で可決し、参議院に送付後、国会休会中の期間を除いて 30 日以内に参議院が議決しない場合、2) 衆議院で可決し、参議院で異なる議決をした場合で、(X)ときは、衆議院の議決を国会の議決とする。文中の X に適当な内容を書け。

(栃木県)

[解答欄]

| |
|--|
| |
|--|

[解答]両院協議会を開いても意見が一致しない

[内閣不信任決議]

[問題](2 学期期末)

次の各問いに答えよ。

- (1) 国会が内閣の責任を追及する最も強い手段として、衆議院で可決するものは何か。
- (2) (1)が可決された場合、内閣はどうしなければならないかを説明せよ。「～日以内に…」ではじめよ。

[解答欄]

| |
|-----|
| (1) |
|-----|

| |
|-----|
| (2) |
|-----|

[解答](1) 内閣不信任の決議 (2) 10 日以内に衆議院を解散するか、総辞職をしなければならない。

[解説]

内閣は行政権の行使について国会に対して連帯して責任を負っている(議院内閣制)。衆議院は内閣の行う行政が信頼できなければ内閣不信任の決議を行うことができる。内閣不信任決議は衆議院のみが行うことができる(衆議院の優越)。この単元についての詳細は「内閣」の単元で扱う。

【】 憲法改正の発議・国政調査権・弾劾裁判所の設置

[憲法改正の発議]

[問題](2 学期中間)

国会の仕事の 1 つに(X)の発議がある。これは各議院の総議員の 3 分の 2 以上の賛成で発議され、国民投票で決められる。X にあてはまる語句を答えよ。

[解答欄]

[解答]憲法改正

[解説]

憲法は国の基本法であり最高法規^{ほうき}であるので、かるがるしく改正を行うべきではない。憲法の改正に慎重^{しんちょう}な手続きが定められているのはこのためである。まず、内閣または国会議員が憲法改正案を提案し、衆議院・参議院の各議院に

[憲法改正の発議]
各議院の総議員の3分の2以上の賛成で国会が発議

において、総議員^{そうぎいん}の 3 分の 2 以上の賛成で国会が憲法改正を^{はつぎ}発議する。法律案であれば、「出席議員」の過半数^{かはんすう}で可決されるが、憲法改正は「総議員」の「3 分の 2 以上」と、成立のための条件を厳しくしている。また、法律・予算・内閣総理大臣の指名・条約の承認の場合とは異なり衆議院の優越も認めていないが、憲法改正を慎重に行うためである。国会の発議後、憲法改正の可否について、国民投票^{こくみんとうひょう}を行い、その過半数の賛成があれば憲法改正が成立する。

※憲法改正の詳細は「人権と日本国憲法」の単元で詳しく扱っている。

※出題頻度：「憲法改正の発議○」「各議院の総議員の 3 分の 2 以上の賛成○」

[問題](2 学期期末)

国会の仕事の中に憲法改正の発議があるが、これについて正しいものを 1 つ選べ。

- ア 各議院の全員の賛成で発議し、国民投票により決せられる。
- イ 各議院の出席議員の 3 分の 2 以上の賛成で発議し、国民投票により決せられる。
- ウ 各議院の総議員の 3 分の 2 以上の賛成で発議し、国民投票により決せられる。
- エ 衆議院のみの過半数の賛成で発議し、国民投票により決せられる。

[解答欄]

[解答]ウ

[問題](前期期末)

次の文中の①の()内から適語を選べ。また、②、③に適語を入れよ。

国会は、衆議院と参議院の①(出席議員／総議員)の(②)以上の賛成によって、憲法改正を(③)することができる。

[解答欄]

| | | |
|---|---|---|
| ① | ② | ③ |
|---|---|---|

[解答]① 総議員 ② 3分の2 ③ 発議

[国政調査権・弾劾裁判所の設置]

[問題](2 学期期末)

国会が内閣などの仕事をチェックする権利を何というか、次の[]から選べ。

[行政審査権 監査調査権 国政調査権 行政調査権]

[解答欄]

| |
|--|
| |
|--|

[解答]国政調査権

[解説]

こくせいちょうさけん
国政調査権は、内閣などが行う国政を調査するために、記録の提出しょうにん しゅつとうや証人の出頭などを要求できる権利である。内閣の政治をチェックしたり、国の政治全般に対して調査したりする権限で、これにより

行政権を持つ内閣を抑制よくせいすることができる。また、調査結果や証人の答弁とうべんなどをしっかりと公開すれば、国民の知る権利にも応えることになる。

国会は、裁判官が非行や法律違反を犯したときに裁判官を**弾劾裁判**だんがいさいばんによって罷免ひめんすることができる。両議院で選ばれた各 7 名(計 14 名)で組織される。戦後、これまでに 7 回開かれ 5 人が罷免されている。

※出題頻度：「国政調査権○」「弾劾裁判所○」

| |
|----------|
| 国政調査権 |
| 弾劾裁判所の設置 |

[問題](2 学期中間)

国の政治の実際を調査する国会の権限を何というか。

[解答欄]

| |
|--|
| |
|--|

[解答]国政調査権

[問題](2 学期期末)

次の①, ②のような場合に関係のある国会の権限や仕事を, 下の[]から1つずつ選べ。

- ① 内閣が行う国政を調査するために証人を議院によぶ。
- ② あやまりや不正のあった裁判官をやめさせるかどうかを決める。

[予算の議決 弾劾裁判所の設置 首相の指名 国政調査権 内閣不信任決議
条約の承認]

[解答欄]

| | |
|---|---|
| ① | ② |
|---|---|

[解答]① 国政調査権 ② 弾劾裁判所の設置

【】国会の仕事全般

[国会の仕事全般]

[問題](2学期中間)

国会の仕事について、次の文の()にあてはまる語句を答えよ。

- ① 立法府としての()の制定。
- ② ()大臣の指名。
- ③ 税金などを財源とする()の審議と議決。
- ④ 内閣が外国との間で結んだ()の承認。
- ⑤ 憲法改正の()。
- ⑥ 裁判官をやめさせるかどうかを決める()裁判所の設置。
- ⑦ 証人を呼んだり記録を提出させたりする()調査権の行使。

[解答欄]

| | | | |
|---|---|---|---|
| ① | ② | ③ | ④ |
| ⑤ | ⑥ | ⑦ | |

[解答]① 法律 ② 内閣総理 ③ 予算 ④ 条約 ⑤ 発議 ⑥ 弾劾 ⑦ 国政

[解説]

| |
|--|
| [法律・予算など] 法律の制定, 予算の議決, 決算の承認, 条約の承認 |
| [議院内閣制関連] 内閣総理大臣の指名, 内閣不信任案の議決(衆議院のみ) |
| [その他] 憲法改正の発議, 弾劾裁判所の設置, 国政調査権 |

※出題頻度：この単元はよく出題される。

[問題](2学期中間)

国会の仕事にあてはまらないものを、次から2つ選べ。

[条約の承認 憲法改正の発議 条約の締結 弾劾裁判所の設置 予算案の作成
国政調査権の行使]

[解答欄]

| |
|--|
| |
|--|

[解答]条約の締結, 予算案の作成

[解説]

それぞれの仕事を行うのは次のとおりである。

条約の承認：国会，憲法改正の発議：国会，条約の締結：内閣，弾劾裁判所の設置：国会，
予算案の作成：内閣，国政調査権の行使：国会

[問題](2 学期中間)

国会の仕事にあてはまるものを、次の[]の中からすべて選べ。

[国務大臣の任命 条約の承認 法律の公布 条約の締結 憲法改正の発議
法律の制定 予算案の作成 国政調査権の行使]

[解答欄]

[解答]条約の承認，憲法改正の発議，法律の制定，国政調査権の行使

[解説]

それぞれの仕事を行うのは次のとおりである。

国務大臣の任命：内閣総理大臣，条約の承認；国会，法律の公布：天皇，条約の締結：内閣
憲法改正の発議：国会，法律の制定：国会，予算案の作成：内閣，国政調査権の行使：国会

[問題](2 学期期末)

誤っているものをア～エの中から 1 つ選び，記号で答えよ。

ア 訴えのあった裁判官を辞めさせるかどうかを決める裁判所を，弾劾裁判所という。

イ 内閣総理大臣は，国会議員の中から指名する。

ウ 国政調査権は衆議院のみしか持たず，参議院は持つことができない。

エ 憲法改正においては，衆議院と参議院それぞれの総議員の 3 分の 2 以上の賛成が必要である。

[解答欄]

[解答]ウ

[解説]

ウが誤り。国政調査権は，衆議院と参議院の両方がもっている。

[衆議院が優越する場合]

[問題](前期期末)

次の[]の国会の仕事の中で衆議院が優越しているものを 2 つ選べ。

[憲法改正の発議 予算の議決 弾劾裁判所の設置 国政調査 内閣総理大臣の指名]

[解答欄]

[解答]予算の議決，内閣総理大臣の指名

[解説]

[衆議院が優越する場合]

法律案の議決, 予算の議決, 条約の承認
内閣総理大臣の指名, 内閣不信任決議(衆議院のみ)

[衆議院と参議院が対等の場合]

憲法改正の発議, 国政調査権, 裁判官の弾劾裁判, 決算の承認

※出題頻度：この単元はよく出題される。

[問題](2学期中間)

国会の仕事のうち、参議院に対し衆議院により強い権限を与えていることがらを次の
[]からすべて選べ。

[法律案の議決 国政調査権 条約の承認 裁判官の弾劾裁判 予算の議決
憲法改正の発議 内閣総理大臣の指名]

[解答欄]

| |
|--|
| |
|--|

[解答]法律案の議決, 条約の承認, 予算の議決, 内閣総理大臣の指名

[問題](後期中間)

次の各問いに答えよ。

- (1) 衆議院と参議院とで決定が異なった場合、衆議院の決定を参議院の決定より優先させることになっている。これを何と呼ぶか。「衆議院の〇〇」の形で答えよ。
- (2) (1)が行われるケースを次のア～カからすべて選び、記号で答えよ。
ア 内閣総理大臣を指名する。 イ 憲法改正を発議する。
ウ 内閣が結んだ条約を承認する。 エ 弾劾裁判を行う。
オ 予算の議決を行う。 カ 法律案の議決を行う。

[解答欄]

| | |
|-----|-----|
| (1) | (2) |
|-----|-----|

[解答](1) 衆議院の優越 (2) ア, ウ, オ, カ

[問題](2 学期期末)

次の[]のうち、衆議院にだけ認められている権限や仕事を1つ選べ。

[予算の議決 弾劾裁判所の設置 首相の指名 国政調査権 内閣不信任決議
条約の承認]

[解答欄]

| |
|--|
| |
|--|

[解答]内閣不信任決議

[問題](1 学期期末)

わが国では「衆議院の優越」を認めている。これに関して、次の表の①～⑨にあてはまる語句・数字を記入せよ。

| 議決事項 | 議決結果 | 衆議院の優越 |
|----------------|---|---------------------------|
| 法律案の議決 | 参議院が衆議院と異なった議決をしたとき。衆議院が可決した法案を参議院が(①)日以内に議決しないとき。 | 衆議院で(②)の(③)以上の賛成で再可決。 |
| 予算の先議 | 予算は先に衆議院で審議される(このことを予算の(④)という)。 | |
| 予算の議決 条約の承認 | 参議院が衆議院と異なった議決をし、(⑤)で話し合っても意見が一致しないとき。衆議院が可決した予算等を参議院が(⑥)日以内に議決しないとき。 | 衆議院の議決がそのまま国会の議決となる。 |
| (⑦)の指名 | 衆参両院で異なった指名をした場合、(⑤)で話し合っても意見が一致しないとき。衆議院が指名の議決をした後(⑧)日以内に参議院で指名しないとき。 | 衆議院の議決がそのまま国会の議決となる。 |
| 内閣(⑨)決議 | 内閣(⑨)決議の議決権は衆議院のみに認められる。 | |

[解答欄]

| | | | |
|---|---|---|---|
| ① | ② | ③ | ④ |
| ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ |
| ⑨ | | | |

[解答]① 60 ② 出席議員 ③ 3分の2 ④ 先議権 ⑤ 両院協議会 ⑥ 30
⑦ 内閣総理大臣 ⑧ 10 ⑨ 不信任

[問題](2 学期中間)

国会で両議院の議決が一致しないときの手続きについて説明している次の文を読み、①～⑨の空欄にあてはまる語句を下の[]からそれぞれ選べ。

予算、(①)の承認、(②)の指名では、衆議院と参議院が異なった議決をし、(③)協議会でも不一致のとき、または(④)議院が議決しなかったときは、(⑤)議院の議決が国会の議決となる。法律案では、(④)議院が異なった議決をしても(⑤)議院で出席議員の(⑥)以上の多数で再議決すると国会の議決となる。これを(⑤)議院の優越という。これは、(⑤)議院の方が任期が(⑦)年と(⑧)く、(⑨)もあるため、(④)議院より強く国民のそのときの考えを反映していると考えられることが根拠となっている。

[2 分の 1 両院 法律 内閣総理大臣 全会一致 短 長 衆 参 一院 貴族 解散
各国务大臣 3 分の 2 3 分の 1 集合 条約 6 4]

[解答欄]

| | | | |
|---|---|---|---|
| ① | ② | ③ | ④ |
| ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ |
| ⑨ | | | |

[解答]① 条約 ② 内閣総理大臣 ③ 両院 ④ 参 ⑤ 衆 ⑥ 3 分の 2 ⑦ 4 ⑧ 短
⑨ 解散

【】 総合問題

[問題](要点整理)

次の表中の①～⑳に適語を入れよ。

| 国会の地位 など | 国会は、国権の(①)機関であって、国の唯一の(②)機関。 理由:(③)をもつ国民が選挙で直接選んだ議員で構成されるから。 国会議員:国会開会中は逮捕されない(④)特権, 国会で行った演説や採決などについて法的な責任を問われない(⑤)特権をもつ。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|---|----------------------------------|--|--|-----|-----|-----|------|------|----|-------------------|----------------------------------|-----|----------|--------|------|----------|----------|
| 2つの議院 | ・(⑥)制:衆議院と参議院の2つの議院から成り立っている。 目的:(⑦)な審議によって一方の議院の行きすぎをおさえるため。 国民のさまざまな意見をより広く国会に反映させるため。 ・衆議院の(⑧):衆議院に参議院より強い権限をあたえている。 理由:(⑨)が短く(⑩)もあるため国民の意見とより強く結び ついているから。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 議員数・任期・被選挙権 | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>衆議院</th> <th>参議院</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議員数</td> <td>465人</td> <td>248人</td> </tr> <tr> <td>任期</td> <td>(⑪)年 (⑫)あり</td> <td>(⑬)年, (⑭)年ごと に半数改選, (⑫)なし</td> </tr> <tr> <td>選挙権</td> <td>(⑮)歳以上</td> <td>(⑮)歳以上</td> </tr> <tr> <td>被選挙権</td> <td>(⑯)歳以上</td> <td>(⑰)歳以上</td> </tr> </tbody> </table> | | | | 衆議院 | 参議院 | 議員数 | 465人 | 248人 | 任期 | (⑪)年 (⑫)あり | (⑬)年, (⑭)年ごと に半数改選, (⑫)なし | 選挙権 | (⑮)歳以上 | (⑮)歳以上 | 被選挙権 | (⑯)歳以上 | (⑰)歳以上 |
| | 衆議院 | 参議院 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 議員数 | 465人 | 248人 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 任期 | (⑪)年 (⑫)あり | (⑬)年, (⑭)年ごと に半数改選, (⑫)なし | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 選挙権 | (⑮)歳以上 | (⑮)歳以上 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 被選挙権 | (⑯)歳以上 | (⑰)歳以上 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 国会の種類 | (⑱)会:(⑲)月中に召集, 会期は(⑳)日, (㉑)を審議。 (㉒)会:衆議院解散後30日以内に召集され, (㉓)を指名。 (㉔)会:内閣, またはいずれかの議院の総議員の(㉕)以上の要求 で召集される。 参議院の(㉖)集会:衆議院の解散中, (㉖)の必要があるとき。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

[解答欄]

| | | | |
|---|---|---|---|
| ① | ② | ③ | ④ |
| ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ |
| ⑨ | ⑩ | ⑪ | ⑫ |
| ⑬ | ⑭ | ⑮ | ⑯ |
| ⑰ | ⑱ | ⑲ | ⑳ |
| ㉑ | ㉒ | ㉓ | ㉔ |
| ㉕ | ㉖ | | |

- [解答]① 最高 ② 立法 ③ 主権 ④ 不逮捕 ⑤ 免責 ⑥ 二院 ⑦ 慎重 ⑧ 優越
 ⑨ 任期 ⑩ 解散 ⑪ 4 ⑫ 解散 ⑬ 6 ⑭ 3 ⑮ 18 ⑯ 25 ⑰ 30 ⑱ 常(通常国)
 ⑲ 1 ⑳ 150 ㉑ 予算 ㉒ 特別(特別国) ㉓ 内閣総理大臣 ㉔ 臨時(臨時国) ㉕ 4分の1
 ㉖ 緊急

[問題](要点整理)

次の表中の①～㉖に適語を入れよ。

| | |
|---------------------------|--|
| <p>法律の制定</p> | <p>・法律の制定過程</p> <p>(4分の1以上)</p> <p>・参議院が衆議院と異なった議決をしたとき、 (⑦)会が開かれることがある。 衆議院が⑧(総議員／出席議員)の(⑨)以上で再可決したとき、 法律が成立。→衆議院の(⑩)(衆議院に強い権限)。</p> |
| <p>予算</p> | <p>予算案は(⑪)省が作成し⑫(内閣／内閣か議員)が国会に提出。 (⑬)院で先に審議される((⑭)権)：衆議院の(⑩)。 衆議院で可決され参議院で否決されたときは、必ず(⑮)会が開かれる →(⑮)会でも意見が一致しないとき、または、参議院が(⑯)日以内に 議決しないとき→(⑰)院の議決が国会の議決となる：衆議院の(⑩)。</p> |
| <p>法律・予算以外で衆議院が優越する場合</p> | <p>国会は国会議員の中から(⑱)大臣を指名する。 内閣が外国と結んだ条約の(⑲)を行う。 両院が異なった議決→(⑳)会を開いても一致しないなどの場合 →(㉑)院の議決が国会の議決となる。 (㉒)不信任の議決：(㉓)院のみ。</p> |
| <p>衆参が対等な場合</p> | <p>(㉔)権：政治の実際を調査。 (㉕)の発議。 (㉖)裁判：不正のあった裁判官をやめさせるか決める裁判。</p> |

[解答欄]

| | | | |
|---|---|---|---|
| ① | ② | ③ | ④ |
| ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ |
| ⑨ | ⑩ | ⑪ | ⑫ |
| ⑬ | ⑭ | ⑮ | ⑯ |
| ⑰ | ⑱ | ⑲ | ⑳ |
| ㉑ | ㉒ | ㉓ | ㉔ |
| ㉕ | ㉖ | | |

[解答]① 内閣 ② 国会議員 ③ 委員会 ④ 公聴会 ⑤ 本会議 ⑥ 天皇 ⑦ 両院協議
 ⑧ 出席議員 ⑨ 3分の2 ⑩ 優越 ⑪ 財務 ⑫ 内閣 ⑬ 衆議 ⑭ 先議 ⑮ 両院協議
 ⑯ 30 ⑰ 衆議 ⑱ 内閣総理 ⑲ 承認 ⑳ 両院協議 ㉑ 衆議 ㉒ 内閣 ㉓ 衆議
 ㉔ 国政調査 ㉕ 憲法改正 ㉖ 弾劾

[問題](2 学期中間など)

国会について、次の各問いに答えよ。

(1) 次の文中の①～⑤に適語を入れよ。

日本国憲法は、国会の地位について、「国会は国権の(①)機関であって、国の(②)の(③)機関である」と定めている。国権の(①)機関とされるのは、(④)権を持つ国民が(⑤)で直接選んだ議員によって組織されるからである。

(2) 国会議員には次の①, ②のような特権がある。それぞれ何という特権か。

① 国会が開かれている間は原則として逮捕されない特権。

② 国会で行った演説や採決などについて法的な責任を問われない特権。

(3) 日本の国会は衆議院と参議院で構成されている。このような制度を何というか。

(4) (3)の制度がとられている理由を「慎重」「意見」という語句を使って2つ答えよ。

(5) 次の表の①～⑦にあてはまる数字や語句を答えよ。

| 院 名 | 衆議院 | 参議院 |
|------|-------------------|--------------------------------|
| 定 数 | 465 人 | 248 人 |
| 任 期 | (①)年 (②)あり | (③)年((④)年ごとに半数改選) (②)なし |
| 選挙権 | (⑤)歳以上 | (⑤)歳以上 |
| 被選挙権 | (⑥)歳以上 | (⑦)歳以上 |

[解答欄]

| | | | |
|------|------|---|-----|
| (1)① | ② | ③ | ④ |
| ⑤ | (2)① | ② | (3) |
| (4) | | | |
| (5)① | ② | ③ | ④ |
| ⑤ | ⑥ | ⑦ | |

[解答](1)① 最高 ② 唯一 ③ 立法 ④ 主 ⑤ 選挙 (2)① 不逮捕特権 ② 免責特権

(3) 二院制 (4) 慎重な審議によって一方の議院の行きすぎをおさえるため。国民のさまざまな意見をより広く国会に反映させるため。

(5)① 4 ② 解散 ③ 6 ④ 3 ⑤ 18 ⑥ 25

⑦ 30

[問題](後期中間など)

次の各問いに答えよ。

- (1) 衆議院と参議院とで決定が異なった場合、衆議院の決定を参議院の決定より優先させることになっているが、その理由を、「任期」「解散」「意見」という語句を使って説明せよ。
- (2) (1)のように衆議院が参議院にくらべて強い権限が認められていることを何と呼ぶか。
- (3) (2)が認められている場合を次のア～キからすべて選び、記号で答えよ。
 - ア 内閣総理大臣を指名する。
 - イ 憲法改正を発議する。
 - ウ 内閣が結んだ条約を承認する。
 - エ 弾劾裁判を行う。
 - オ 予算の議決を行う。
 - カ 法律案の議決を行う。
 - キ 国政調査権を行使する。
- (4) 衆議院にだけ認められている権限を1つ答えよ。
- (5) 右の図は、ある年度の国会の動きを表している。後の各問いに答えよ。



- ① 図のA～Cにあてはまる国会の種類を答えよ。
- ② Aの国会で他の案件に先立って審議が行われるのは何についてか。
- ③ Aの国会の会期は何日間か。次から選べ。
[50日間 100日間 150日間 200日間]
- ④ Bの国会は衆議院解散後の総選挙の日から何日以内に召集されるか。
- ⑤ Bの国会ですべての案件に先立って行われることは何か。
- ⑥ 衆議院の解散中、緊急の必要がある場合に召集されるのは何か。「～院の…」という形で答えよ。
- ⑦ Cの国会は(a)が必要と認めたとき、または、いずれかの議院の総議員の(b)分の1以上の要求によって召集される。a, bに当てはまる語句を答えよ。

[解答欄]

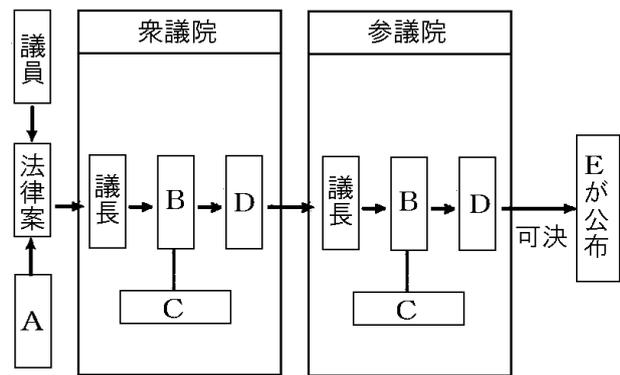
| | | | | | | | |
|-------|--|-----|----|-----|---|---|--|
| (1) | | | | | | | |
| (2) | | (3) | | (4) | | | |
| (5)①A | | B | | C | | ② | |
| ③ | | ④ | | ⑤ | | | |
| ⑥ | | | ⑦a | | b | | |

- [解答](1) 衆議院は任期が短く解散もあるため国民の意見とより強く結びついているから。
 (2) 衆議院の優越 (3) ア, ウ, オ, カ (4) 内閣不信任決議 (5) ①A 通常 B 特別
 C 臨時 ② 予算 ③ 150 日間 ④ 30 日以内 ⑤ 内閣総理大臣の指名
 ⑥ 参議院の緊急集会 ⑦a 内閣 b 4

[問題](2 学期中間など)

右図は法律の制定過程を示したものである。次の各問いに答えよ。

- (1) 法律案は、A または国会議員によって提出される。Aは何という機関か。
 (2) 議員提出の法律案を、特に何というか。漢字 4 文字で答えよ。
 (3) 提出された法律案は、まず、各分野の専門の B で審議される。Bは何か。



(衆議院先議の場合)

- (4) (3)では、関係者や学識経験者の意見を聞くために C が開かれることがある。Cは何か。
 (5) (3)の後、法律案は D で審議・採決される。Dは何か。
 (6) (5)で法律案を可決するためには、どれだけの賛成が必要か。「～議員の…の賛成が必要」という形で答えよ。
 (7) 次の文中の①, ③に適語を入れよ。また、②の()内から適語を選べ。
 衆議院が可決した法律案を参議院が否決した場合、(①)会が開かれることがある。
 また、衆議院で②(総議員／出席議員)の(③)以上で再可決したときは法律が成立する。
 (8) (7)のように、衆議院に強い権限が与えられているしくみを何というか。
 (9) 成立した法律を公布する E は誰か。

[解答欄]

| | | | |
|-----|-----|------|-----|
| (1) | (2) | (3) | (4) |
| (5) | (6) | (7)① | |
| ② | ③ | (8) | (9) |

- [解答](1) 内閣 (2) 議員立法 (3) 委員会 (4) 公聴会 (5) 本会議 (6) 出席議員の過半数の賛成が必要 (7)① 両院協議 ② 出席議員 ③ 3分の2 (8) 衆議院の優越 (9) 天皇

[問題](2 学期期末)

次の各問いに答えよ。

- (1) 予算を国会に提出する機関はどこか。
- (2) 予算はまず(①)院に提出され、審議・議決される。この権限を(②)権という。
①, ②に適語を入れよ。
- (3) 衆議院で可決された予算案が参議院で否決されたときは①(必ず／必要に応じて)、
(②)会が開かれる。(②)会で意見が一致しないとき、または、参議院が(③)日以内に議決しないときは、衆議院の議決が国会の議決となる。①の()内から適語を選べ。
②, ③の()に適語を入れよ。
- (4) 法律や予算の議決以外で国会が行う仕事には次のようなものがある。①～⑧に適語を入れよ。
- ・国会議員の中から(①)の指名を行う。
 - ・内閣が外国との間で結んだ条約の(②)を行う。(①)や(②)では、両議院の議決が異なる場合には(③)会が開かれ、それでも意見が一致しない場合は、(④)院の議決が国会の議決になる。これを(④)院の(⑤)という。
 - ・証人を議院によんだり、内閣に記録の提出を求めたりして政治を調査する(⑥)権を行使する。
 - ・あやまりや不正のあった裁判官をやめさせるかどうかを決める(⑦)裁判を行う。
 - ・憲法改正の(⑧)を行う。

[解答欄]

| | | | |
|-----|------|------|------|
| (1) | (2)① | ② | (3)① |
| ② | ③ | (4)① | ② |
| ③ | ④ | ⑤ | ⑥ |
| ⑦ | ⑧ | | |

[解答](1) 内閣 (2)① 衆議 (2) 先議 (3)① 必ず (2) 両院協議 (3) 30

(4)① 内閣総理大臣 (2) 承認 (3) 両院協議 (4) 衆議 (5) 優越 (6) 国政調査 (7) 弾劾
⑧ 発議